

大情審答申第 452 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成27年5月15日付け大北福第90号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が平成27年3月12日付け大北福第723号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、身体障がい者手帳交付申請年月日及び決定年月日を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成27年2月26日に、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、「北区役所が受付けた身体障害者手帳交付申請で異議申立が行われたものに対する直近の決定書1件。ただし、請求者に対する以外のものであれば障害の種類等の条件なし。」（以下「本件請求」という。）を求める公開請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を「北区役所が受付けた身体障がい者手帳交付申請で異議申立が行われたものに対する直近の決定書1件（ただし請求者に対するもの以外。障がいの種類等の条件はなし。）」と特定した上で、個人の氏名及び住所、障がいの種類等診断書に関する事項、障がいの種類を類推できる事項、不服とする理由及び障がい非該当とした理由（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

(説明)

個人の氏名及び住所、障がいの種類等診断書に関する事項、障がいの種類を類推できる事項、不服とする理由及び障がい非該当とした理由は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 4 月 7 日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

生野区の同様の開示資料は「大生保福第 3142 号H26. 7. 30」及び文中の決定年月日等の情報が開示されているが、北区はすべての情報を消している。決裁年月日、大北福号の番号が空白で、この文書を特定するすべての情報が消されており、虚偽の疑いあり、公文書の（部分）開示といえない。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、身体障がい者手帳の等級認定について異議申立てが行われたものに対する決定書のうち、本件請求の請求日から直近の日付で行われた決定に係る決裁文書に添付された、文書番号、日付及び公印がない以外は発送された決定書と同内容の文書（以下「案文」という。）である。

実施機関が、本件決定において、決定書として、決定書の案文を特定した理由は、決定書の原本は実施機関から本人に送付済みであり、また、本市の文書事務では、発送する文書の写しを必ずしも保存することまでは求められていないため、実施機関は発送した決定書の写しを保存しておらず、決定書の案文を特定したものである。

なお、本件文書は決定書の案文であるため、発信年月日欄及び文書番号欄はそもそも記載されていない。

2 非公開とした理由について

本件非公開情報は個人に関する情報であり、個人の氏名及び住所については特定の個人が識別されるものであり、その他の情報については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があり、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 1 号に基づき非公開とした。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分、尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関は、条例第7条第1号に該当することを理由に本件非公開情報を非公開としたのに対し、異議申立人は北区役所以外の他の区役所における同様の対象文書では、文中の身体障がい者手帳交付申請年月日及び決定年月日（以下「本件日付」という。）が公開されていることから、本件日付を公開するべきであると主張している。

したがって、本件異議申立ての争点は本件日付の条例第7条第1号該当性である。

3 本件日付の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定している。

(2) 本件日付の条例第7条第1号該当性について

本件日付は、個人の身体障がい者手帳交付申請に係る申請年月日及び決定年月日である。本件日付のみで身体障がい者手帳交付申請者である特定の個人を識別できないことは明白であるし、本件日付を申請日又は決定日とする身体障がい者手帳交付申請者は複数存在することから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとは認められない。

したがって、本件日付は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第1号に該当しない。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、対象文書の発信年月日及び文書番号が消されている旨主張するが、実施機関が対象文書として特定したのは、決裁のために作成した、文書番号、日付及び公印がない以外は発送された対象文書と同内容の文書であるから、対象文書にはそもそも発信年月日及び文書番号が記載されていないという実施機関の説明に特段、不自然不合理な点は認められない。

したがって、異議申立人の当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第7号

年 月 日	経 過
平成27年5月15日	諮問書の受理
平成28年5月30日	実施機関からの意見書の収受
平成28年12月6日	調査審議
平成28年12月19日	調査審議
平成29年1月23日	調査審議
平成29年2月1日	調査審議
平成29年2月22日	調査審議
平成29年3月10日	調査審議
平成29年5月19日	調査審議
平成29年6月7日	調査審議（実施機関の陳述）
平成29年7月10日	調査審議
平成29年10月11日	調査審議（異議申立人の口頭意見陳述）、異議申立人からの意見書の収受
平成30年6月8日	調査審議
平成30年6月29日	答申